

写

22 消安第 8101 号
環水大土発第 110204001 号
平成 23 年 2 月 4 日

都道府県知事
関係団体 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について

特定農薬（以下「特定防除資材」という。）は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項ただし書の規定に基づき、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬とされている。

農林水産省及び環境省では、平成14年に実施した調査で得られた特定防除資材の候補となる資材の情報を基に、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（以下「合同会合」という*。）の審議を踏まえ、平成15年3月に、食酢、重曹及び使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵を特定防除資材として指定した。また、合同会合における審議の結果、特定防除資材に該当しないとされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」（平成16年4月23日付け15消安第7436号・環水土発第040423001号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長連名通知。以下「平成16年通知」という。）においてその取扱いを示してきたところである。

上記以外の資材については、特定防除資材としての指定の判断が保留され、これら資材の安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議が進められた。

その審議を踏まえ、今般、判断が保留された資材について、別記のとおり分類し、別表1から別表3までに掲げる資材については特定防除資材の検討対象としないこととする。

特に、別表1又は別表2に掲げる資材については、法で定める場合を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工若しくは輸入、販売又は使用をしてはならないので、貴職におかれては、この旨御了知の上、貴県内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。

なお、別記の分類に、平成16年通知に掲げた資材を含めたことに伴い、平成16年通知を廃止するので、併せて御了知願いたい。

※平成 17 年 3 月 31 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成 22 年 7 月 26 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。

別記 特定防除資材の検討対象としない資材の整理について

分類	
別表1	名称から資材が特定できないもの
別表2	資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの
別表3	法に規定する農薬の定義に該当しないもの

別表1 名称から資材が特定できないもの

番号	資材名
1	青草(雑草やわき芽、ハーブなど)
2	油粕
3	アルカリ性ビルダー
4	安定剤
5	いね科植物
6	エビ類
7	オーシャンナーゼ
8	貝化石
9	海水
10	海草(食用のものを除く)
11	海洋深層水から作られた塩
12	核酸関連物質
13	過酸化脂質
14	カツオの魚体
15	カニ類
16	カンフル剤
17	ギンチャー
18	キレート亜鉛
19	キレート鉄
20	鶏骨
21	ケイ素を含む鉱石
22	コーゲンターゼ
23	鉱滓粉末
24	酵素、総合酵素、タンパク質分解酵素
25	高分子ポリマー
26	香料
27	コトニー

番号	資材名
28	根粒菌
29	魚、小魚、魚粉
30	魚煮出し分解濃縮液
31	酒粕
32	雑穀
33	山野草
34	CSL(コーンステーパーリカー;トウモロコシを浸漬した、コーンスターチの生産過程で生じる副産物)
35	ジーケン
36	食品添加物
37	シルクパウダー
38	スモーク油乳化剤
39	洗濯の廃液
40	堆肥
41	竹
42	脱酸素剤
43	多糖類
44	炭酸塩有機酸
45	淡水藻類
46	炭素酸(コークス、無煙炭)
47	中性洗剤
48	直鎖アルキルベンゼン系
49	土
50	電子エネルギー水、波動水、セラミック水、脱酸素水
51	天然ハーブ精油(食用以外のもの)
52	トマト果実及び葉茎等の残さ
53	南天星
54	乳化剤

番号	資材名
55	粘着剤
56	粘土
57	灰(かまどの灰)
58	廃油
59	醗酵モロミ残渣液
60	ハナズボミ
61	微生物培養エキス
62	ビターゼ
63	ビタミン類
64	ヒューミックアシズ
65	微量元素
66	プラスチック
67	風呂の残り湯
68	分散/展着剤(5%)
69	防腐剤
70	保存剤
71	マツ、松の根
72	豆粕(マメカス)
73	ミント類
74	粃殻酢液
75	有機ゲルマニウム
76	有機酸
77	有機溶剤
78	ワックス

別表2 資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの

番号	資材名	別名
1	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES
2	硫黄	
3	イソプロピルアルコール	IPA、2-プロピルアルコール、イソプロパノール
4	エタノール(酒類を除く)	エチルアルコール
5	エチレングリコール	1,2-エタンジオール、エタン-1,2-ジオール、不凍液
6	塩化ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物
7	塩化マンガン	
8	塩基性塩化銅	
9	塩酸	
10	1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン	3-メチル-4-イソプロピルフェノール、イソプロピルメチルフェノール
11	オレイン酸ナトリウム	
12	過酸化カルシウム	
13	過酸化水素水	オキシドール
14	過炭酸ナトリウム	
15	過マンガン酸カリウム	
16	ギ酸カルシウム	
17	銀	
18	クレオソート	グアヤコール
19	クレゾール	
20	コロイド性炭酸カルシウム	
21	酢酸銅	
22	酸化鉛	光明丹(四酸化三鉛)
23	次亜塩素酸カルシウム	高度サラシ粉
24	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ソーダ
25	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	
26	ジベレリン	

番号	資材名	別名
27	脂肪酸	
28	脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイルグリセロール)	
29	消石灰	水酸化カルシウム
30	シナナムアルデヒド	
31	水酸化カリウム	
32	水酸化ナトリウム	苛性ソーダ
33	ストレプトマイシン	
34	石灰窒素	シアナミド
35	ソルビタン脂肪酸エステル	
36	ソルビトール	ソルビット
37	炭酸カルシウム	
38	炭酸水素ナトリウム・銅液剤	
39	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット	
40	銅イオン水	
41	ナフサク(α -ナフタリン酢酸)	1-ナフタリン酢酸
42	ナフタリン	ナフタレン
43	二酸化塩素	
44	二酸化ケイ素(シリカゲル)	
45	パラホルムアルデヒド	
46	パントテン酸カルシウム	ビタミンB ₅
47	ヒドロキシプロピルデンブ	
48	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	
49	ベンジルアデニン	BA
50	ホウ酸	
51	ポリエチレングリコール	PEG
52	ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル	
53	ホルクロルフエニユロン	

番号	資材名	別名
54	ホルムアルデヒド	ホルマリン
55	メタノール	メチルアルコール
56	硫酸	
57	硫酸銅・生石灰(ボルドー液の原材料)	
58	OYK菌	
59	遺伝子組換え酵母	
60	黄いぼ虫生菌	アッセルソニア菌
61	硬化病菌	
62	光合成細菌	
63	黒きょう病菌	
64	コナガカビ	
65	コナガ顆粒病ウイルス	
66	コブノメイガ顆粒病ウイルス	
67	昆虫疫病菌(ハエカビ類)	
68	昆虫病原菌	
69	昆虫病原性ウイルス(顆粒病ウイルス)	
70	昆虫病原性線虫類	
71	糸状菌	
72	スタイナーネマ・クシダイ	
73	赤色イオウ細菌	
74	線虫捕食菌	
75	タラロマイセス・フラバス	
76	竹林菌	
77	トリコデルマ・ハルジアナム	
78	トリコデルマ・ビリデ	
79	トリコデルマ生菌	
80	ニカメイガ顆粒病ウイルス	

番号	資材名	別名
81	ネオジギテス・バービスボラ	
82	パーティシリウム・レカニ	
83	パスツーリア・ペネトランス	
84	バチルス・ズブチリス	
85	バチルス・チューリンゲンシス	BT
86	非病原性エルビニアカロボーラ菌	
87	フォーマ菌	
88	フシダニカビ	ヒルスセラ菌
89	ペキロマイセス・フモソロセウス	
90	ペキロマイセス菌(ペキロマイセス・フモソロセウスを除く)	
91	ペニシリウム属(ペニシリウム・ピラーイ菌 等)	
92	ヘミプタルセヌス・バリコルニス	
93	放線菌	
94	ボーベリア・バッシアーナ	
95	ボーベリア属菌(ボーベリア・バッシアーナを除く)	
96	メタリジウム菌	
97	モナクロスポリウム・フィマトパガム	
98	緑きょう病菌	
99	アオバアリガタハネカクシ	
100	オオスズメバチ	
101	キアシナガバチ	
102	キイロスズメバチ	
103	クロスズメバチ	
104	コガタスズメバチ	
105	セグロアシナガバチ	
106	フタモンアシナガバチ	
107	モンスズメバチ	

番号	資材名	別名
108	スチレンポリマー	
109	石油(灯油)	
110	ドライアイス	
111	パラフィン、パラフィンワックス	
112	漢方原材料(陳皮、苦楝皮、甘草(マメ科カンゾウ)を除く)	
113	大豆サポニン	
114	たばこくず・たばこ抽出物	
115	茶の実及び茶の実の粕	
116	ツバキ油、ツバキ油粕(椿サポニン)、ツバキの種子	
117	ひまし油	
118	木酢タール	
119	アセビ	アシビ
120	アロエ	
121	キラヤ材	シャボンノキ
122	除虫菊	
123	スズラン	
124	<i>Tylophora Asthmatica</i> の葉	
125	ユッカ(リュウゼツラン科)	
126	悪茄子	ワルナスビ
127	珪藻土	
128	動物の尿尿(家畜、うさぎ等を含む)	
129	ひとで	

別表3 法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資材名	別名
1	UV(紫外線)反射フィルム	
2	UVカットフィルム	
3	温風	
4	紙	紙マルチ
5	抗菌マルチ	
6	昆虫行動制御灯	黄色蛍光灯
7	紫外線投光器	
8	樹幹へのわら巻き	
9	水蒸気	
10	水田の水(深水栽培)	
11	太陽熱消毒法	
12	多目的防災網	
13	地中加温	
14	電撃殺虫器	
15	電灯、発光ダイオード等による照明	
16	熱湯	
17	粘着板・粘着シート	
18	爆音器	
19	反射マルチ	
20	防虫袋	果実袋
21	防虫網・寒冷紗	
22	水(普通の水)	
23	溝掘り	
24	誘蛾灯	
25	アイガモ	
26	アヒル	
27	牛	

番号	資材名	別名
28	カエル	
29	コイ	
30	スズメ	
31	ドジョウ	
32	羊	
33	フナ	
34	ホウネンエビ	オバケエビ、タキンギョ
35	ヤギ	
36	イタリアンライグラス	ネズミムギ
37	エンドウ等コンパニオンプラント	共栄作物
38	エンバク	オートムギ
39	ギニアグラス	
40	クロタラリア	こぶとり草
41	ソルゴー	こうりゃん、ソルガム、もろこし
42	マリーゴールド	
43	ラッカセイ	ナンキンマメ
44	緑肥作物	
45	EDTA-4Hのカルシウム塩	
46	塩化カルシウム	
47	カリ肥料	
48	クエン酸-3-カリウム	クエン酸トリカリウム
49	グリセリン	1,2,3-プロパントリオール、グリセロール
50	グリセリン脂肪酸エステル	
51	ケイ酸カリウム	
52	ケイ酸マグネシウム	
53	ケイ酸石灰	
54	コハク酸ナトリウム	

番号	資材名	別名
55	酢酸(食酢を除く)	氷酢酸
56	硝酸カルシウム	
57	第三リン酸ナトリウム	リン酸三ナトリウム
58	多価アルコール脂肪酸エステル	シヨ糖ラウリン酸エステル
59	尿素	カルバミド
60	ビタミンB ₂	リボフラビン
61	フマル酸	
62	ホウ素及びその化合物(ホウ酸を除く)、ホウ素入りカルシウム	
63	ポリリン酸カリウム	
64	有機酸カルシウム	
65	硫酸アンモニウム	硫安
66	硫酸カルシウム	石膏
67	硫酸マグネシウム	エプソム塩
68	硫酸マンガン	
69	硫酸第一鉄	硫酸鉄(II)
70	リンゴ酸	
71	リンゴ酸ナトリウム	
72	リン酸剤	リン酸肥料
73	アルファルファペレット	
74	液状活性炭	
75	寒天	
76	くず大豆	
77	くず米	
78	鶏ふん	
79	固形アルコール	
80	食用着色料	
81	天照石	見立礫岩

番号	資 材 名	別名
82	にがり	
83	ヒカゲノカズラの胞子	石松子
84	マーガリン	
85	木工用ボンド	
86	ろう	